

別紙

調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について（平成28年3月31日付け27林整計第367号森林整備部長通知）

一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 後	現 行
別紙 調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領	別紙 調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領
1 適用範囲 この要領は、森林保全整備事業（治山関係事業及び林道関係事業をいう。）に係る地質調査業務、測量業務、設計業務及び <u>計画作成等業務</u> の旅費交通費の積算を行うに当たって、その基準を示したものである。 <u>なお、現地条件等により、本要領によりがたい場合は、別途考慮することができる。</u>	1 適用範囲 この要領は、森林保全整備事業（治山関係事業及び林道関係事業をいう。）に係る地質調査業務、測量業務、設計業務及び <u>調査・計画業務等</u> の旅費交通費の <u>価格</u> 積算を行うに当たって、その基準を示したものである。
2 旅費交通費の構成 旅費交通費の構成は、次のとおりとする。 旅 費 交 通 費 └── 交通費 └── 宿泊費 └── 宿泊手当 (現地作業・調査及び打合せ等) (注) 現地作業・ <u>調査</u> 、打合せ <u>等</u> の旅行日に係る技術者の基準日額は、直接人件費に計上する。	2 旅費交通費の構成 旅費交通費の構成は、次のとおりとする。 旅 費 交 通 費 └── 交通費 └── 宿泊費 └── 宿泊手当 (現地作業・調査及び打合せ等) (注) 現地作業、打合せ <u>及び</u> 旅行日に係る技術者の基準日額は、直接人件費に計上する。
3 旅費交通費構成費目の内容 現地作業旅費交通費 <u>及び</u> 打合せ <u>等</u> 旅費交通費は、現地作業・調査及び打合せ等に必要な経費で、交通費、宿泊費及び宿泊手当で構成する。 (1)～(3) (略)	3 旅費交通費構成費目の内容 現地作業旅費交通費 <u>打合せ</u> 旅費交通費は、現地作業・ <u>現地</u> 調査及び打合せ等に必要な経費で、交通費、宿泊費及び宿泊手当で構成する。 (1)～(3) (略)
4 (略)	4 (略)
5 旅費交通費の積算 <u>旅費交通費は、原則として当初設計には計上しないこととし、最終の設計変更において計上する。</u> <u>ただし、測量作業における連絡車（ライトバン）運転経費は、測量標準歩掛の機械経費等により、当初設計から計上する。</u> 現地作業・ <u>調査</u> 及び打合せ <u>等</u> に要する旅費交通費の積算は、最も経済的な経路により次の積算方法により算定する。 交通手段の選定に当たっては、「(2)通勤及び滞在の区分」、旅費交通費の算定に当たっては「(5)交通費」によるものとし、業務はライトバンを利用することを標準とするが、実情を勘案し算定する。 (1) 積算上の基地 旅費交通費の積算上の基地は、原則として <u>受注者の所在地とし、公共交通機関を利用する場合は、受注者の所在地から</u> 最寄りの駅又は停留所等とする。 <u>なお、激甚な災害の復旧等のため、広域的に技術者の確保が必要となる場合は、受発注者協議の上、技術者ごとに所属する会社等の所在地を基地とした旅費交通費を加算することができる。</u>	(1) 積算上の基地 旅費交通費の積算上の基地は、原則として <u>県庁所在地又は近隣の主要都市、業務内容が技術的に高度な場合は、近隣の政令指定都市、若しくはそれに準ずる大都市とし、旅行の起点は、基地とする県庁所在地又は主要都市における官署（県庁又は市役所等）の最寄りの駅又は停留所とする。</u>

		<p>なお、<u>指名業者のうち前記で示した基地より現地に近い本支店等が入った場合は、その本支店等が所在する都市を積算上の基地とする。随意契約の場合は契約しようとしている業者の所在地とする。</u></p>
(2) (略)		
(3) 現地作業・調査旅費交通費の積算		
		<p><u>最終の設計変更において計上する旅費交通費については、変更予定価格において落札率を乗じないものとする。</u></p>
① 通勤により業務を行う場合		
ア 旅費交通費の算定において、交通費（鉄道賃、船賃、ライトバン経費及び高速料金）のみ計上する。		
イ 測量作業においては、連絡車（ライトバン）運転経費は、測量標準歩掛の機械経費等に含まれるため、別途計上しない。		
ウ 5 (2) ①の区分となる場合、滞在して業務を行っても、通勤により業務を行ったものとして交通費のみ計上する。		
		<p><u>ただし、広域的に技術者を確保する必要がある場合で、技術者の所属する会社等の所在地が5(2)の区分となる場合は、当該技術者のみ滞在して業務を行うものとして旅費交通費を計上する。</u></p>
② 滞在して業務を行う場合		
【現地作業・調査】		
旅費交通費＝交通費×往復+宿泊費+宿泊手当		
(注)交通費：鉄道賃、船賃、ライトバン経費及び高速料金		
ア 1夜当たりの宿泊費は、国家公務員等の旅費支給規程（以下「財務省令」という。）別表第2の宿泊費基準額（職務の級が10級以下の者） <u>を上限とし、上限額と実際の1夜当たりの宿泊費を比較して、いずれか低い額とする。</u>		
		<p><u>ただし、実際の1夜当たりの宿泊費が財務省令別表第2の宿泊費基準額を超える場合は、受発注者間で協議を行い、宿泊費の妥当性が確認できる場合は、実際の1夜当たりの宿泊費に変更する。</u></p>
イ 宿泊費は、アにより決定した額に宿泊日数を乗じた費用を計上する。		
ウ 宿泊手当は、財務省令別表第3の宿泊手当に <u>宿泊日数</u> を乗じた費用を計上する。		
		<p><u>ただし、宿泊費に朝・夕食に係る費用のいずれかが含まれる場合は、宿泊手当を3分の2の額とし、宿泊費に朝・夕食に係る費用が含まれる場合は、宿泊手当を3分の1の額とする。</u></p>
エ 宿泊費及び宿泊手当の積算計上額は、消費税率で割戻した金額（1円未満切捨て）とする。		
オ 交通費は、積算上の基地から滞在地までの移動に要する費用を <u>地質調査業務、測量業務、設計業</u>		
(2) (略)		
(3) 現地作業旅費交通費の積算		
		<p><u>（新設）</u></p>
① 通勤により業務を行う場合		
		<p>旅費交通費の算定において、交通費（鉄道賃、船賃、ライトバン経費及び高速料金）のみ計上することとする。</p>
		<p><u>また、5 (2) ②の区分となるが、受注者の都合により、滞在して業務を実施しなかった場合は、設計変更において交通費のみ計上する。</u></p>
		<p><u>なお、測量作業においては、連絡車（ライトバン）運転経費は、測量標準歩掛の機械経費等に含まれるため、別途計上しない。</u></p>
		<p><u>（新設）</u></p>
② 滞在して業務を行う場合		
【現地作業】		
旅費交通費＝交通費×往復+ <u>（宿泊費+宿泊手当）×滞在日数</u>		
(注)交通費：鉄道賃、船賃、ライトバン経費及び高速料金		
ア 宿泊費は、国家公務員等の旅費支給規程（以下「財務省令」という。）別表第2の宿泊費基準額（職務の級が10級以下の者） <u>に滞在日数を乗じた費用を計上する。</u>		
		<p><u>（新設）</u></p>
イ 宿泊手当は、財務省令別表第3の宿泊手当に <u>滞在日数</u> を乗じた費用を計上する。		
ウ 宿泊費及び宿泊手当の積算単価は、 <u>財務省令に定められた額を消費税率で割戻した金額（円未満切捨て）</u> とする。		
エ 交通費は、積算上の基地から滞在地までの移動に要する費用を計上する。		

務及び計画作成等業務ごとに1往復分計上することができる。

なお、滞在地から現地までの交通費は、別途計上しないものとする。

(削る。)

なお、滞在地から現地までの交通費は、別途計上しないものとする。

オ 宿泊費の設計変更方法は、実際に支払った宿泊費（消費税率で割戻した額（円未満切捨て））と、アにより積算した費用を比較し、いずれか少ない費用とする。

なお、業務数量に変更が生じた場合は、変更数量に基づき算出した滞在日数に宿泊費基準額を乗じた費用と比較する。

また、宿泊手当の設計変更方法は、実際の宿泊日数に財務省令別表第3の宿泊手当を乗じた費用とする。

カ 滞在して業務を実施しない場合は、受発注者間で協議の上、5（3）①に準じて、交通費のみを計上する。

(削る。)

(新設)

カ 宿泊費については、変更予定価格において落札率を乗じないものとする。

③ 滞在と通勤が混在する業務を行う場合

ア 5（3）①に該当する場合は適用しない。

イ 滞在と通勤が混在する業務を行う場合は、受発注者間で協議の上、実施することができる。

ウ 滞在に係る費用については、②により計上するものとし、通勤に係る費用については、1往復分の交通費に通勤日数を乗じた費用を計上する。

ただし、測量業務に係る通勤に要する費用は除く。

④ 現地作業旅費交通費の積算例

【滞在】

(削る。)

③ 現地作業旅費交通費の積算例

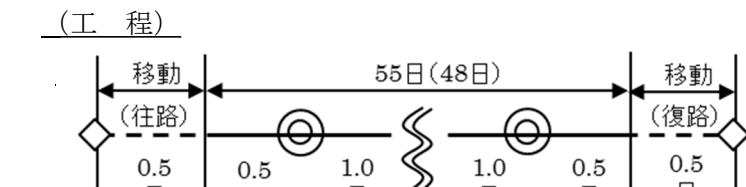
【滞在】

ア 積算条件

業務内容：測量業務

基地～滞在地までの距離：120km

職種区分	編成 (人)	外業 実日数	滞在 日数
測量技師	1	35	48
測量技師補	1	40	55
測量助手	1	40	55



ア 交通費（ライトバン）（基地から滞在地までの距離が120kmの場合）

1日当たり運転時間4h（120km÷30km/h）より損料=1,832円/日、ガソリン=1,771円

(削る。)

イ 交通費（ライトバン）

1日当たり運転時間4h（120km÷30km/h）より損料=1,832円/日、ガソリン=1,771円

ウ 旅費交通費（当初設計（宿泊費基準額が11,000円（税込み）の場合））

$$\begin{array}{l} \text{宿泊費} \quad \text{宿泊手当} \quad \text{宿泊日数} \\ \text{測量技師} \quad = (10,000 + 2,181) \times 48 = 584,688\text{ 円} \\ \text{測量技術士補} \quad = (10,000 + 2,181) \times 55 = 669,955\text{ 円} \end{array}$$

$$\begin{aligned} \text{測量助手} &= (10,000 + 2,181) \times 55 = 669,955 \text{ 円} \\ \text{旅費交通費計} &= (1,832 + 1,771) \times 2 + 584,688 + 669,955 + 669,955 = 1,931,804 \text{ 円} \end{aligned}$$

往復移動日数 滞在日数
 宿泊日数 = 1.0 ± 48 = 1
 なお、宿泊日数は、小数点以下切上げ整数止めとする。

(削る。)

二 旅費交通費（設計変更（宿泊実費総額が 1,235,000 円（税込み）の場合））

$$\begin{array}{rcl} & \text{官積算宿泊費} & \text{宿泊実費総額} \\ \text{宿泊費} & = 1,580,000 \geq 1,122,727 = 1,122,727 \text{ 円} \\ \\ & \text{宿泊手当} & \text{実宿泊日数} \\ \text{宿泊手当} & = 2,181 \times 158 = 344,598 \text{ 円} \\ \\ & \text{交通費} & \text{宿泊費} \quad \text{宿泊手当} \\ \text{旅費交通費計} & = (1,832 + 1,771) \times 2 + 1,122,727 + 344,598 = 1,474,531 \text{ 円} \end{array}$$

イ 宿泊費（宿泊費基準額が 12,000 円の場合）

(滞在期間)	(宿泊日数)	(1夜当たりの宿泊費)	(人数)	
5月 10 日～14 日	4 泊	× 9,800 円	× 4 人	= 156,800 円
5月 17 日～20 日	3 泊	× 8,000 円	× 4 人	= 96,000 円
5月 27 日～28 日	1 泊	× 9,000 円	× 2 人	= 18,000 円
6月 10 日～11 日	1 泊	× 13,000 円（協議）	× 3 人	= 39,000 円
7月 12 日～13 日	1 泊	× 9,500 円	× 2 人	= 19,000 円
		計 328,800 円		

$$\text{宿泊費} = 328,800 \times 100 \angle 110 = 298,909 \text{ 円（1円未満切り捨て）}$$

ウ 宿泊手当（宿泊日数 35 泊・人のうち、素泊まり 31 泊・人、朝食付き 2 泊・人、朝・夕食付き 2 泊・人の場合）

	(1夜当たり宿泊手当)	(宿泊日数・人)	
宿泊手当（素泊まり）	= 2,400	× 31	= 74,400 円
宿泊手当（朝食付き）	= 1,600	× 2	= 3,200 円
宿泊手当（朝・夕食付き）	= 800	× 2	= 1,600 円
宿泊手当	= (74,400 + 3,200 + 1,600)	× 100 ∠ 110	= 72,000 円（1円未満切り捨て）

(交通費) (宿泊費) (宿泊手当)

$$\text{二 旅費交通費} = (1,832 + 1,771) \times 2 + 298,909 + 72,000 = 378,115 \text{ 円}$$

(4) 打合せ等旅費交通費の積算

打合せ等に係る旅費交通費の積算方法は、現地作業・調査旅費交通費と同一の方法により行うものとする。

ただし、旅費交通費は打合せ回数分を計上することができる。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(4) 打合せ交通費の積算

打合せについては、公共交通機関を利用するなどを標準とするが、実情を勘案し算定するものとする。

なお、積算方法は、現地作業旅費交通費と同一の方法により行うものとする。

① 通勤により打合せを行う場合

旅費交通費の算定において、交通費（鉄道賃・船賃、ライトバン経費及び高速料金）のみ計上することとする。

② 滞在して打合せを行う場合

【宿泊を要する場合】

旅費交通費 = 交通費 × 往復 + (宿泊費 + 宿泊手当) × 宿泊日数

※注 交通費（鉄道賃、船賃、ライトバン経費及び高速料金）

③ 打合せ旅費交通費の積算例

【滞在】

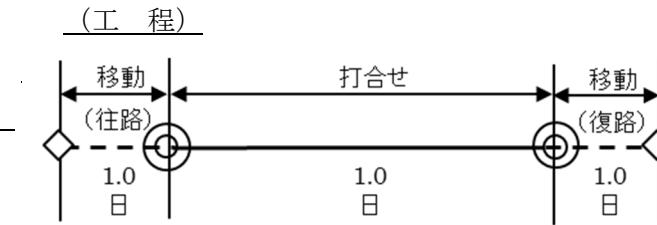
ア 積算条件

業務内容：設計業務

滞在地：乙地方

基地～滞在地までの距離：430km

職種区分	編成 (人)	打合せ 日数
主任技師	1	1
技師 A	1	1
技師 B	1	1



鉄道距離「400km以上」より片道移動日数を1.0日とする。

イ 交通費

鉄道賃 運賃(片道) = 8,000円 × 100 ÷ 110 = 7,272円

急行運賃(片道) = 5,500円 × 100 ÷ 110 = 5,000円

計 = 12,272円

ウ 旅費交通費

	交通費	往復	宿泊費	宿泊手当	宿泊日数
主任技師	=	$12,272 \times 2$	$(10,000 + 2,181) \times 2$	=	48,906円
技師A	=	$12,272 \times 2$	$(10,000 + 2,181) \times 2$	=	48,906円
技師B	=	$12,272 \times 2$	$(10,000 + 2,181) \times 2$	=	48,906円
<u>旅費交通費計</u>					<u>= 48,906 + 48,906 + 48,906 = 146,718円</u>

(5) 交通費

当該業務に必要な交通費を積上げて算定するものとし、公共交通機関による交通費は、往復割引があるものについては割引料金を適用した積算とする。

また、ライトバンによる交通費のうち高速料金については、各種割引が明確な場合は、割引料金を適用した積算とする。

なお、交通費の算定は、現地作業及び打合せ等に係る技術者の所要人員に運賃等を乗じて求めるものとする。

公共交通機関を利用する場合に複数の経路がある場合は、以下のいずれかに該当する経路の交通費を計上する。

- ・ 最も安価な経路
- ・ 最も安価な経路に比べて、移動時間の短縮が可能である経路
- ・ 最も安価な経路に比べて、乗り換え回数が少ない等、交通の遅延等による経路変更や取消・変更料の発生の危険性が低い経路
- ・ 最も安価な経路が航空機を用いない経路である場合において、最も安価な経路によると出発地から用務先までの移動時間に4時間程度以上を要するときの、航空機を用いる経路
- ・ 最も安価な経路では日帰りができない場合において、日帰りが可能となる経路

消費税相当分を含んだ金額の場合の積算は、消費税率で割戻した金額とする。(1円未満切捨て)

① 鉄道賃

ア～イ (略)

(削る。)

② (略)

③ 航空賃

(削る。)

航空賃は、運賃を計上する。

なお、運賃は、領収書、搭乗証明書等により確認する。

④・⑤ (略)

(削る。)

(5) 交通費

当該業務に必要な交通費を積上げて算定するものとし、公共交通機関による交通費は、往復割引があるものについては割引料金を適用した積算とする。

また、ライトバンによる交通費のうち高速料金については、各種割引が明確な場合は、割引料金を適用した積算とする。

なお、交通費の算定は、現地作業及び打合せに係る技術者の所要人員に運賃等を乗じて求めるものとする。

消費税相当分を含んだ金額の場合の積算は、消費税率で割戻した金額とする。(1円未満切捨て)

① 鉄道賃

ア～イ (略)

ウ 複数の路線がある場合は、最も経済的な経路により計上する。

② (略)

③ 航空賃

ア 当該業務の内容及び日程並びに当該業務に係る旅費総額を勘案して、航空機を利用することが最も経済的な経路の場合に計上する。

イ 航空賃は、①運賃、②座席指定料金を計上することができる。

なお、②の料金は運賃に加えて支払うものであって、特に必要とするものに限る。

④～⑤ (略)

(6) 移動日の算定

移動日は、下記のとおり計上する。ただし、実情を考慮して計上するものとする。

	片道1.0日計上	片道0.5日計上	備考
鉄道	<u>L ≥ 400km</u>	<u>400km > L</u>	
水路	<u>L ≥ 200km</u>	<u>200km > L</u>	

バス路線	$L \geq 50\text{km}$	$50\text{km} > L$	
(注) 1. ライトバンの場合は、通勤が不可能で往復の移動時間が6時間未満の場合は片道0.25日			
(往復0.5日)、6時間以上の場合は片道0.5日(往復1.0日)の移動日を計上する。			
2. 移動日には、旅費交通費のほかに基準日額を直接人件費として0.5日単位で計上する。			
3. 鉄道、水路及びバス路線が継続する場合は、バス路線を1としてほかの路線を換算して計算する。			
4. 外業の場合は、ライトバンにより計算する。			

【参考】

1 外業作業及び打合せ等に係る所要日数の算定方法

(1) 外業に係る所要日数の算定は、下記によるものとするが、5日以下の場合は適用しない。

$$\text{所要日数} = \text{移動に係る日数} + \text{滞在日数}$$

$$\text{滞在日数} = (\text{外業実日数}) + [(\text{外業実日数} - 1) / 5] \times 2$$

なお、外業実日数は、小数点以下切上げ整数止、〔〕内は、小数点以下切捨て整数止めとする。

(2) 打合せ等に係る所要日数は、移動日を考慮した実日数（小数点以下切上げ整数止め）とする。

2 技術者の基準日額及び移動日の算定

技術者の基準日額は、原則として当初設計には計上しないこととし、最終の設計変更において計上する。

なお、技術者の基準日額については、変更予定価格において落札率を乗じるものとする。

移動日は、下記により算定する。ただし、実情を考慮して算定するものとする。

	片道1.0日計上	片道0.5日計上	備考
鉄道	$L \geq 400\text{km}$	$400\text{km} > L$	
水路	$L \geq 200\text{km}$	$200\text{km} > L$	
バス路線	$L \geq 50\text{km}$	$50\text{km} > L$	

(注) 1. ライトバンの場合は、通勤が不可能で往復の移動時間が6時間未満の場合は片道0.25日

　　(往復0.5日)、6時間以上の場合は片道0.5日(往復1.0日)の移動日を計上する。

2. 移動日には、旅費交通費のほかに基準日額を直接人件費として0.5日単位で計上する。

3. 鉄道、水路及びバス路線が継続する場合は、バス路線を1としてほかの路線を換算して計算する。

【参考】

打合せ及び外業作業に係る所要日数の算定方法

(1) 外業に係る所要日数の算定は、下記によるものとするが、5日以下の場合は適用しない。

$$\text{所要日数} = \text{移動に係る日数} + \text{滞在日数}$$

$$\text{滞在日数} = (\text{外業実日数}) + [(\text{外業実日数} - 1) / 5] \times 2$$

なお、外業実日数は、小数点以下切上げ整数止、〔〕内は、小数点以下切捨て整数止めとする。

(2) 打合せに係る所要日数は、移動日を考慮した実日数（小数点以下切上げ整数止め）とする。

(新設)

附 則

この通知は令和8年1月13日から適用する。